

## 地域密着型サービス事業所の指定について

### 1. 指定する地域密着型サービスの種類

地域密着型通所介護

### 2. 地域密着型通所介護事業所の申請の経過

社会福祉法人湧別福祉会が運営する「湧別町高齢者生活福祉センター」（通所介護サービス・定員 30 名）について、地域の実情に応じ、市町村単位で指定基準や介護報酬を定める小規模通所介護事業所（利用定員 18 人以下）の地域密着型サービスへ移行する。

### 3. 地域密着型通所介護の事業の基本方針

#### (1) 地域密着型サービス

地域密着型サービスとは、要介護等の状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活が続けられるよう、身近な基礎自治体の中で提供される介護保険サービスです。

#### (2) 地域密着型サービスの事業の一般原則

指定地域密着型サービス事業者は、次の事項を常に念頭に事業を行わなければなりません。

①事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。

②事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、町、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めること。

#### (3) 地域密着型通所介護の事業の基本方針

指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るものでなければなりません。

### 4. 指定の要件

(1) 申請者が法人格を有する者であること。

(2) 従業者の知識、技能、人員が町条例等で定める基準を充たしていること。

(3) 町条例等に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な事業運営を行えること。

## 5. 指定申請者

- ・事業者名称 : 社会福祉法人湧別福祉会  
理事長 野津 玲子
- ・事務所所在地 : 湧別町東 41 番地の 1
- ・事務所連絡先 : 電話 01586-5-3660

## 6. 指定を受けようとする事業所

- ・事業の種類 : 地域密着型通所介護
- ・事業所名称 : 湧別町高齢者生活福祉センター
- ・事業所所在地 : 湧別町東 41 番地の 11
- ・利用定員 : 18 人
- ・サービス提供日 : 月曜日～金曜日
- ・提供時間 : 8 時 45 分～15 時 46 分
- ・事業開始年月日 : 令和 3 年 4 月 1 日
- ・従業者職種・員数 :

管理者	常勤 1 名
生活相談員	常勤 2 名
看護師	常勤 1 名・非常勤 1 名
介護職員	常勤 2 名・非常勤 2 名
機能訓練指導員	非常勤 2 名
栄養士	常勤 1 名
- ・施設設備及び面積 :

食堂・機能訓練室	137.50 m <sup>2</sup>
相談室	個室 2 カ所
- ・主なサービス内容 :
  - (1)生活指導・相談
  - (2)日常動作訓練
  - (3)養護
  - (4)健康チェック
  - (5)送迎サービス
  - (6)入浴サービス
  - (7)給食サービス ほか

## 7. 書類審査の状況

提出された指定申請書及び添付書類等を審査した結果、「湧別町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例」及び「湧別町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める要件・人員・設備及び運営基準を満たしており、その他記載事項等についても特に問題はありませんでしたので、適正と判断します。

# 地域密着型サービスについて

## 1. 地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするためのサービスです。

## 2. 地域密着型サービス（介護予防含む）事業の分類

9種類のサービスがあり、いずれも町が指定・監督を行います。

地域密着型サービス(介護予防含む)	内 容	町内の事業所
① 認知症対応型共同生活介護(介護予防含む) ※グループホーム	認知症グループホームへの入居	1カ所
② 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※定員 29 人以下の特別養護老人ホーム	小規模の特別養護老人ホームへの入所	3カ所
③ 小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)	サービス拠点でのデイサービス・短期宿泊および居宅への訪問介護	1カ所
④ 地域密着型通所介護	利用定員18人以下の通所介護	4カ所
⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じ、定期巡回と随時の対応による訪問介護・訪問看護	無
⑥ 夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報による訪問介護	無
⑦ 認知症対応型通所介護(介護予防含む)	認知症高齢者の特性に配慮したデイサービス	無
⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模の介護専用型特定施設への入居	無
⑨ 看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護＋必要に応じ訪問看護	無

## 3. 地域密着型サービスの指定等について

- 1) 事業者は事業所所在地の市町村に指定申請をする。
- 2) 市町村は介護保険の被保険者その他の関係者等の意見を聴取する。
- 3) 市町村は指定を行う又は指定をしない旨の判断をする。
- 4) 市町村は都道府県へ届け出を行う。(指定をする場合)
- 5) 市町村は指定を行う又は指定をしない旨を決定する。(指定をする場合は都道府県から通知後)
- 6) 指定は6年ごとの更新制。